

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）所在の申立人所有の自宅建物について、平成26年12月に実施した雨どいの掛替工事代金の一部が除染費用として賠償された事例。

1146

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記一覧表の損害項目（同表記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

	損害項目	期間	金額
1	除染にかかる費用 （雨どい掛替え工事）	平成27年 2月 ○日	239,880 円
	合 計		239,880 円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間にかかる和解金として、金23万9880円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

1 除染にかかる費用を裏付ける資料原本の交付

申立人は、被申立人に対し、本和解成立から2週間以内に、申立人が支出した第1項記載の除染にかかる費用を裏付ける、平成27年2月○日付「〇〇ご利用明細票」（取引金額79万9060円）原本を被申立人代理人弁護士A（住所：〇〇）あてに郵送の方法により送付するものとする。なお、郵送手数料は、申立人の負担とする。

2 除染にかかる費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項記載の損害項目（除染にかかる費用（雨どい掛替え工事））に関して支払われた金額につき、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

3 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1項記載の損害項目（除染にかかる費用（雨どい掛替え工事））について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年11月26日

（仲介委員 正國彦）